

社会福祉法人 小坂ふくし会 役員等報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小坂ふくし会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 定款第16条に規定する役員
- (2) 定款第5条に規定する評議員
- (3) 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員
- (4) 苦情解決に関する規程第5条に規定する第三者委員
- (5) その他理事長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等に、次の報酬を支給することができる。

- (1) 理事長 月額 100,000円
- (2) 理事会、監事会及び評議員会1回につき、5,000円を支給する。ただし、公職にある者から申出があった場合及び法人職員の身分を有する役員等には支給しない。
- (3) 法人が主催する各種委員会や会議等に参加した場合、1回につき、5,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、監事会及び評議員会に参加するため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 役員等が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。
- 3 旅費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第1項の規定により支給する旅費の額は、実費とする。
 - (2) 第2項の規定により支給する旅費の額は、別に定める旅費規程による。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月28日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。(平成20年11月20日理事会議案第17号)

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。(平成23年9月22日理事会議案第5号)

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。(平成24年12月20日理事会議案第8号)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月9日理事会議案第15号)

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。(平成30年9月13日評議員会議案第3号)

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。(令和3年3月15日評議員会議案第12号)